3

契約交渉破棄における責任

北海道大学教授池田清治

41/月/日 いけだ せいじ

最高裁昭和59年9月18日第三小法廷判決 (昭和59年(才)第152号: 損害賠償請求事件)

(判時1137号51頁, 判夕542号200頁, 金判711号42頁)

事実の概要

原審の確定した事実の概要は、標記判時の解説による と, 次のとおり。「(l)Xは, 4階建分譲マンションを建 築することを計画し、着工と同時に買受人の募集を始め たところ、昭和54年11月Yから買受け希望があって交 渉した結果、Yはなお検討するので結論を待って貰いた いと述べ、1月後にXに10万円を支払った。その間Yは Xにスペースについて注文を出したり、レイアウト図を 交付するなどした。(2)その後Yから歯科医院を営むた め電気を大量に使用することになるが、マンションの電 気容量はどうなっているかとの問合わせがあったので、 Xは,電気容量が不足であると考え,Yの意向を確かめ ないまま受水槽を変電室に変更するよう指示したうえ、 翌55年2月Yに対し電気容量変更契約をしてきたこと を告げ、これに伴う出費分を上乗せすることを述べた が、Yは特に異議を述べなかった。(3)Yはその後、Xに 対し、購入資金借入の申込の必要書類として見積書の作 成を依頼したが、結局購入資金の毎月の支払額が多額で あることなどを理由に買取りを断った」。そこで、X (原告・被控訴人・被上告人) は契約解除 (主位的請求) また は契約締結上の過失 (予備的請求) に基づき、上記の変 更に要した費用等の賠償をY(被告・控訴人・上告人)に 求めた。

1審 (東京地判昭和56・12・14判タ470号145頁) は、契約 の成立は認めず主位的請求を棄却したが、予備的請求に ついては「取引を開始し契約準備段階に入ったものは、 一般市民間における関係とは異り、信義則の支配する緊 密な関係にたつのであるから、のちに契約が締結された か否かを問わず、相互に相手方の人格、財産を害しない 信義則上の義務を負うものというべきで、これに違反し て相手方に損害を及ぼしたときは、契約締結に至らない 場合でも契約責任としての損害賠償義務を認めるのが相 当である」としたうえ,「55年1月中旬頃既に基本的に は本件物件がスペースの面で自己の希望する条件に適合 しないとの結論に達していたにもかかわらず、その後電 気容量が不足であることを指摘してXをして電気容量 増加のための諸行為……をさせ、Xから右変更の手続を したこと及び約500万円の出費となることをきいても別 段中止を求めることはせず、その後も2階部分の賃借交 渉、見積書の作成を依頼するなど右設計変更を容認する 態度に出ていた」ことを理由に請求の一部を認容した (X·Y双方の過失割合を各5割とする)。

Yは控訴したが、2審(東京高判昭和58・11・17判例集未登載)も1審判決をほぼ踏襲、「契約締結に至らない場合でも、当該契約の実現を目的とする右準備行為当事者間にすでに生じている契約類似の信頼関係に基づく信義則上の責任として、相手方が該契約が有効に成立するものと信じたことによって蒙った損害(いわゆる信頼利益)の損害賠償を認めるのが相当である」として控訴を棄却したので、Yは本件のように契約締結に至らなかったケースで契約準備段階の責任をとりあげること自体失当であるなどとして、上告した。

上告棄却。

「原審の適法に確定した事実関係のもとにおいては、 Yの契約準備段階における信義則上の注意義務違反を理 由とする損害賠償責任を肯定した原審の判断は、是認す ることができ、また、Y及びX双方の過失割合を各5割 とした原審の判断に所論の違法があるとはいえない。」

判旨

解説

1 民法典は、契約交渉に直接関連する規定はほとんど設けておらず、僅かに意思表示に関する若干の規定 (特に96条)と申込みと承諾に関する規定 (521条以下)がそれにふれるに過ぎない。これは契約の成否や内容を当事者の自由な交渉に委ねようとした態度決定に由来するもののように思われるが、昭和50年あたりから、交渉段階にある当事者に誠実義務を課し、交渉の枠づけを図ろうとする下級審裁判例が現れはじめ、本判決はその流れが最高裁に及んだものと位置づけることができる。もっとも、契約準備段階に問題があったとして争われた事案といっても、そこには相異なる3つのタイプがある。

2 (1) まず、本件のような交渉破棄型、つまり、一方の当事者が契約の成立を期待して出捐したのに、契約が締結されず、そのため出捐が無駄になったとして争われたタイプがある。契約自由の原則によれば、かかる場合に法的責任を問われることはないはずだが、昭和50年代半ば頃から、責任を肯定する裁判例が登場しはじめ(池田清治『契約交渉の破棄とその責任』[1997] 9頁以下、谷口知平 = 五十嵐清編『新版注釈民法(3) [補訂版]』[2006] 105頁以下 [潮見佳男] 参照)、現在では以下の2つの場合に責任が認められている。

第1は、一方の当事者が相手方に締約の可能性ないし蓋然性につき誤信を惹起した場合である(「誤信惹起型」)。締約の可能性がほとんどないのに、その可能性が十分にあると誤信させた場合(本件)や、確実でもないのに「締約は確実である」と誤信させた場合(東京地判昭和61・4・25判時1224号34頁が典型例)がこれに当たる。第2は、相手方に「締約は確実である」との信頼を惹起しながら(惹起の時点では「誤信」ではない)、後に交渉を破棄した場合である(「信頼返切り型」)。最高裁はこのときにも(不法行為)責任を認めた(最判昭和58・4・19判時1082号47頁)。

以上のうち、第1の類型では帰責の根拠が誤信の惹起(説明義務違反)に求められるので、(誤信の惹起まで許容したものとは解しがたい)契約自由の原則との対立は避けられるが、第2の類型では帰責根拠を交渉破棄自体に求めざるを得ないため、この原則との抵触が問題となり、同原則に制限を加えながら、交渉の枠づけを図ったものと位置づけられることになる。

(2) 学説は昭和50年代末から本格的な議論を開始するが(本田純一「『契約締結上の過失』理論について」遠藤浩ほか監修『現代契約法大系(1)』[1983] 所収、円谷峻『新・契約の成立と責任』[2004] など。その後は体系書でもふれられるよ

うになった。平井宜雄『債権総論 [第2版]。[1994] 53頁, 同『債権各論 I (日 契約総論。[2008] 126頁, 潮見佳男『債権総論 I [第2版]。[2003] 543頁, 内田貴『民法 II [第2版]。[2007] 24頁, 江頭憲治郎『商取引法 [第4版]。[2005] 14頁, 山本敬三『民法講義IV-1 契約』[2005] 46頁, 加藤雅信『新民法大系IV 契約法』[2007] 105頁, 中田裕康『債権総論』[2008] 115頁),当初の中心論点は責任の性格づけにあり, 裁判例では不法行為責任と構成するものが多かったが, 学説の多数はこれを (ドイツ法に由来する) 契約締結上の過失の一事例と解し、債務不履行ないしそれに類似する責任とした (同責任については、北川善太郎『契約責任の研究』[1963] 参照)。しかし、ドイツでは交渉破棄を不法行為法では適切に処理しえないという (日本法には存在しない) 特殊な事情があったとの認識を背景に、現在では多数説に疑問を抱くものも少なくない。

他方,責任の要件については,各裁判例が交渉過程における様々な事情を総合的に斟酌して責任の可否を決定しているため,一義的で明確な要件を提示するのは困難が作用すること,また「締約は確実である」との誤信ないし信頼の惹起が肯定されるには,契約の基本的事項に関する了解と一方当事者の締約の傾向からも読み取れる。また効果については,賠償の範囲をいわゆる信頼利益に相当するものに限る傾向にある裁判例に対し,当初学説は批判的で,履行利益の賠償まで認めるべしとの説が強かったが,現在では一一例外を認めない趣旨ではないが一一判例の基本的態度を支持する見解が有力化しつつある。

(3) その後、学説は次の2つの視角から問題の背景分析へと進んだ。

第1は、交渉過程そのものの分析で、交渉破棄型で予 定されていた締約の仕方が個々の契約事項につき個別的 で暫定的な合意を積み重ね、契約が成熟していく過程で あることにヒントを得た「契約の熟度」という発想が提 起され (鎌田薫・判タ484号17頁)、現在では、この合意を -つの「契約」と捉え,契約違反の視点から問題にアプ ローチする立場 (河上正二「『契約の成立』をめぐって(1) (2.完)」判夕655号11頁.657号14頁,横山美夏「不動座売買 契約の『成立』と所有権の移転 (1)(2・完)」早稲田法学65巻2 号1頁・3号85頁)と、上記のような交渉過程を(民法典が 想定する「申込承諾型」とはタイプを異にする)「練り上げ 型」と位置づけたうえ、交渉規制のあり方という意味で は共通性のある「申込承諾型」での規制方針を適宜参照 しながら、「練り上げ型」における規制のあり方を探求 しようとする立場がある(このうち、池田・前掲は「信頼」 の視点から、滝沢昌彦『契約成立プロセスの研究』[2003] 56 頁 は「約束」の視点から、問題に接近するが、詳細は池田・前掲 348頁以下)。さらに交渉実態に関する研究も進展しつつ あり (村井武=平井宜雄「交渉に基づく契約の成立(日(中(日)) NBL702号6頁・703号29頁・704号53頁, 平井・前掲『債権各 論1(山, 126頁以下),交渉破棄そのものに対する経済分析 的視点からの検討もなされている(藤田友敬「契約法の経 済学」ソフトロー研究11号141頁)。

第2の背景分析は、問題を問題視するに至った淵源に迫ろうとするもので、交渉過程の枠づけを図る現代契約法に特徴的な諸原則を、意思自治・私的自治といった意思を基軸とする既存の原理と比較対照しながら、その特質を究明し、かかる動向の背景にある思想を析出しようとするもので(内田貴『契約の再生』[1990]、同『契約の時代』[2000])、かような立場をめぐっては多くの論争がなされている(詳しくは吉田克己『現代市民社会と民法学』[1999] 参照)。

(4) さらに、最高裁は近時2つの方向で進展を見せている。

第1は、交渉の途中で結ばれた合意そのものから一定 の義務が生じうることを示唆したもので(最決平成16・ 8・30民集58巻6号1763頁)、この点は既に学説でも議論さ れている(河上・前掲,横山・前掲のほか,椿寿夫編『予約法 の総合的研究』[2004] 参照。なお,このような構成の射程と限 界については,池田・前掲340頁以下)。

第2は、単純な2当事者間の交渉でなく、多数の当事 者が関わる、より複雑な交渉に関する裁判例が登場した ことで、建築工事の施主が一 - 直接の相手方である施工 一施工業者の下請業者と直接交渉して準 業者ではなく-備作業をさせた後、建築計画そのものを中止した事例 (最判平成18・9・4判タ1223号131頁) や、順次販売である ため、売主と買主の契約が買主と転買主の契約の成否に かかっており、売主もそれを知りつつ、準備作業をした 後, 転買主が契約を拒絶した事例 (最判平成19・2・27判 時1964号45頁)では、施主や買主の責任が認められた。 特に前者は直接の契約当事者以外の者の責任を肯定した ものとして注目される(池田清治・民商137巻3号329頁、山 本豊「契約準備・交渉過程に関わる法理(その3)」法教337号 102頁参照)。

3 次に、契約準備段階に問題があったとして争われ た第2の類型として、契約無効型がある。契約が締結さ れたので、それを前提に行動したのに、締約当時すでに 目的物が滅失していたり (原始的不能), あるいは相手方 の錯誤のため、契約が無効となり、出損等が無駄になっ た場合である (無意識的不合意により、契約が不成立に終 わった場合も同様)。民法典の起草者たちは不法行為法に よる処理を意図していたが(池田・前掲『契約交渉の破棄 とその責任:38頁)、ドイツで契約締結上の過失理論が唱 えられる契機となったのがこの類型であったこともあ り、学説ではこれを (契約責任としての) 契約締結上の過 失責任によって解決する立場が有力化した(我妻栄『憤 権各論上巻』[1954] 38頁以下)。しかし,実例は多くなく (裁判例としては,東京高判昭和61・4・24判時1200号67頁〔原 始的不能を不法行為法で解決],福岡高判昭和47・1・17判時 671号49頁〔事前の調査不足から、契約を合意解除せざるを得 なくなった事案につき、契約締結上の過失責任を認める〕など がある)、今日ではそれほど盛んには議論されていない (ただし、原始的不能が契約の無効をもたらすかという点は議論 されている。平井・前掲『債権総論』60頁、潮見・前掲『債権 総論 I 』35頁,内田・前掲『民法II』72頁)。

4 (1) これに対し、第3の類型たる契約有効型、すなわち、契約は有効に成立したが、交渉の際の説明や情報提供に不十分・不適切な点があったため、当事者の一方が有していた期待と実際とが食い違い、紛争となった実例は多い(詳しくは、長尾治助『消費者私法の原理』[1992]、大村敦志『消費者法 [第3版]』[2007]、清水俊彦『投資勧誘と不法行為』[1999]、後藤巻則『消費者契約の法理論』[2002]、潮見佳男『契約法理の現代化』[2004]参照)。

(2) かかる類型は昭和50年前後から集団的に登場しはじめ、消費者契約法制定の一原動力になったことからも分かるように、現在では確固たる問題領域となっているが、一方では、錯誤、詐欺、強迫、さらに公序良俗、瑕疵担保などの民法上の諸制度と関連し(森田宏樹「「合意の瑕疵」の構造とその拡張理論(1)~(3・完)」NBL482号22頁・483号56頁・484号56頁)、他方では、消費者契約法・割賦販売法・特定商取引法・金融商品取引法などの特別法とも関係している(詳しくは本書Ⅱ-4事件参照)。

●参考文献 本文中に掲げたもののほか、単行本として、藤田寿夫『表示責任と契約法理』[1994]、本田純・『契約規範の成立と範囲』[1999]。また本判決に対する批評として、門口正人・ジュリ831 号94頁、今西康人・民商92巻1号110頁、門谷峻・昭和59年度 乗判解(ジュリ838号)80頁、久保宏之・産大法学19巻1号28頁、松本恒雄・判評317号(判時1151号)23頁、省野耕穀・不動産取引判例百選(第2版)22頁、本田純・・民法の基本判例[第2版](法教増刊)137頁。

```
● 出光
```

(財治二九・四・二七)

四・法一四七、平成一七法八七、平成一八法五〇・法 ゼミ・法セハ、平成ニュ送五三・法大

貝次 紙 蓮 黎三 第一章 通則 (一条・二条) 第一節 権利能力 (三条) 第三節 住所(二二条—二四条)第二節 行為能力(四条—二一条) 第四節、不在者の財産の管理及び失隊の宣告(二五条 1111(米) 第五節、同時死亡の推定(三二条の二) 第四章 物(八五条—八九条)第三章 法人(三三条—八四条) 第五條 法课行為 第一節 総則 (九〇条―九二条) 第五節 条件及び期限(111七条—111七条)第四節 佛郊及び取消し(一一九条—111六条)第三節 比豫(九九条—1一八条)第二節 膝周表示(九三条—九八条の二)第十四 緒則 二百分(十八分,十二分) 第六章 明問の計算(一三八条―一四三条)

第七章 時物 第三節 潜滅時効(一六六条—一七四条の二)第二節 取得時効(一六二条—一六五条)(1六二条—一六五条) 海() 建 多金 第二章:占有権衛門(一七五条)一七九条) 第二節(占有権の効力(一八八条―二〇二条)第一節(占有権の取得(二八〇条―一八七条) 第三郎・古有権の消滅(二〇三条・二〇四条) 第四節 地占有 (二〇五条) 第三章 所有權 第一節所有権の限界 第二款、相談関係(二〇九条―二三八条)第一款、所有権の内容及び範囲(二〇六条―二〇八条)。 第二節 所有権の取得(二三九条―二四八条) 第八章 先取特権 第一部 総則 (三〇三条―三〇五条) 第二節 先取特権の種類 第二款 助庭の先取特権(三二一条―三二四条)第一款 一般の先取特権(三〇六条―三一〇条) 第四節 先取特権の効力(三三三条-三四一条)第三節 先取特権の順位(三二九条-三三十条)第三款 不動産の先取件権(三二五条-三二八条)第二章 国民の方司作者(三二五条-三二八条) 路凡家 質儀 第二節 動態質(三五二条—三五五条) 第一節総則(三四二条—三五一条) 第四節 権利實(三大二条—三六八条)第三節 不動態質(三五六条—三六一条) 第十四 抵討権 第三郎 据当権の背滅(三九六条―三九八条)第二郎 抵当権の効力(三七三条―三九五条)第二郎 裁判権の効力(三七三条―三九五条)第一郎 総則(三六九条―三七二条) 第四節 根柢当(三九八条のニー三九八条のニニ))

第一章 德里 第二郎(慎権の効力)第一郎(慎権の目的(三九九条―四)一条) 第一款 徹務不履行の責任等 (四一二条―四二二条) 第二款 價權者代位權及び詐害行為取消權(四二三条— 第二款 不可分價權及び不可分債務(四二八条—四三一第一款 総則(四二七条)第二款 総則(四二七条)第三節 多数当事者の債権及び債務 第四款 保証債務 (四三二条—四四五条) 第二目 彼金等根保証契約(四六五条の二)四六五条第二目 総則(四四六条)四六五条) の五 第四節 微権の譲渡 (四大大条―四七三条) 第五節、関権の背威 第一款,并济 第二目 弁済の目的物の供託(四九四条―四九八条)第一目 総則(四七四条―四九三条) 第三目,弁済による代位(四九九条―五〇四条) 第三款 更改(五一三条—五一八条)第二款 相殺(五○五条—五一二条) 第五款 混同(五二〇条)第四款 免除(五一九条) 第二章 契約 第三款 契約の解除 (五四〇条―五四八条)第二款 契約の効力 (五三三条―五三九条)新一款 契約の成立 (五二二条―五三二条) 第三節 売買第二節 贈与(五四九条—五五四条) 第三款 関戻し(五七九条―五八五条)第二款 克賀の効力(五六〇条―五七八条)第一款 総則(五五五条―五五九条) 第四節 交換(五八大条) 第五節 消費貸借 (五八七条 第七節 旋貨借 第八四九三条—六〇〇条)第六節 使用貸借(五九三条—六〇〇条)。 第一款 総則 (大〇一条—大〇四条)

第三款 賃貸借の終了 (大一七条—大二二条)第二款 賃貸借の効力 (大〇五条—大一六条) 第八節 羅用 (大二三条—大三二条) 第九節 謝魚 (大三二条—大四二条) 第十節 委任(大四三条―大五大条) 第十三節 終身定期金(六八九条—六九四条)第十二節 組合(六六七条—六八条)。第十二節 組合(六六七条—六八八条)第十一節 锗矩(六五七条—六六六条)。第十四 落任(六五七条—八六六条) 第五章 不迭行為(七〇九条―七二四条)第四章 不当利得(七〇三条―七〇八条)第三章 事務管理(六九七条―七〇二条)第十四節 和陳(六九五条、六九六条)十二節 裁判定事件(六九五条、六九六条)十二節 統則定即為(六九九条)六十二 郑四端 歲族 第二章 婚姻(七二五条—七三〇条)第一章 総則(七二五条) 第一部 婚姻の成立 第二款 婚姻の無効及び取消し (七四二条―七四九条)第一款 婚姻の要件 (七三一条―七四一条) 第三節 夫婦財産制第二郎 婚姻の効力(七五〇条―七五四条) 第二款 法定时盛制(七六〇条—七六二条)第一款 総則(七五五条—七五九条) 祭四智 養婆 第二款 裁判上の離婚 (七七〇条・七七一条)第一款 協議上の離婚 (七六三条―七六九条) 第二条 親子 第一節 実子 (七七二条-七九一条) 第二郎 養子 第11 書記 第12 書記 第22 書談 特別養子(八一七条の二一八一七条の二一) 第四數 離談(八一一条—八一七条) 第三數 縁組の物力(八〇九条・八一〇条) 第一款 縁組の無効及び取消し(八〇二条—八〇八条) 第一款 縁組の要件(七九二条—八〇一条) 総囚御 義権 第三郎、親橋の城矢(八三四条―八三七条)第二郎、親権の効力(八二〇条―八三三条)第一郎、総帥(八一八条・八一九条) 第五章 後見

第一款 後見人 (八三九条—八四七条) 第六章、保佐及び開助 第七章 扶養(八七七条-八八一条)第二節 補助(八七六条の六一八七六条の六一八七六条の二〇)第一節 保佐(八七六条-八七六条の五) 郑王疆 在課 第二章 相続人(八八六条—八九五条)第二章 総則(八八二条—八八五条)5元編 末 第三章相能の効力 第一節 総則 (八九六条-第二節 相続分(九〇〇条―九〇五条) 第三節 遠龍の分割 (九〇六条―九一四条) 第四章相続の承認及び枚乗 第一節 総則 (九一五条—九一九条) 第二郎 柏橋の承認 第六年 相線人の不存在(九五一条—九五九条)第六年 相線人の不存在(九四一条—九五〇条)第三節 相號の放棄(九三八条—九四〇条)第二款 附定承認(九二二条—九三七条)第一款 単純年級(九二〇条・九二一条)第二屆 推翻の景器 湖道 最大路 第二節 遺言の方式第一節 総則(九六○条―九六六条) 第五節 進言の歓回及び取消し(10111条—1011七第四節 進言の執行(100四条—10111条)第三節 遺言の効力(九八五条—10011条)第二部 神謂の効力(九八五条—10011条)第二款 普通の方式(九六万条—九八四条)第二章 通過の方式(九六七条—九日4条) 第八章 遠留分(10二八条-10四四条)

朕帝国議会ノ協賞ヲ経タル民法中修正ノ作ヲ裁可シはニ **ジラ公布セジム**

民法第一編第二編第三編別冊ノ道定ム 此法律施行ノ期日ハ勅令ラ以子之ヲ定ム(明治三・七・

明治二十三年法律第二十八号民法財産編財産取得編領権 担保編証拠編へ此法律発布ノロヨリ廃止ス

第一篇 第三 (平成 | 大郑 | 四七本端金幣牧田)

第一層 選出

(潮水原型)

第一条① 私権は、公共の福祉に適合しなければならな

② 権利の行使及び義務の履行は、冒義に従い誠実に行 わなければならない。

◎ 権利の護用は、これを許さない。

(居在二二部二二十十条後祖生) ●●【公共の福祉→職一二、一三、二九② ●【信義誠実→四一

●【御利鑑用→懐一二、七〇九、八三四、八三四の二五、四九三【消費者契約における信義則違反→消費契約(10

(歴代の構織)

第二条この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を 旨として、解釈しなければならない。(昭和二二年二二二

→撤一四、二四、分法四、女子表別批婚的、雇均の+「個人の尊厳→七六六①。八二〇、懲一三。11四 [同性の平等

第二章 人

第一節権利能力

第三条① 私権の学有は、出生に始まる。

る、外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場 合を除き、私権を享有する。

著作大「既好得託の禁止→俗形九による禁止→商七〇二「法令による御限→国財大、特許二五、同届出→月四九一五九 ⑩[外国人→憲一○、国籍、三五【法令粤•]新児の韓則の例→七二二、八八大、九六五、七八三【出生

第一節後見の開始(八三八条) 第二節 後見の機関

し、義務を負う。(平成一八法五○本条全部改正) 第十「目物による能力の開張の例→九五一

(太国法人)

- 第三五条① 外国法人は、国、国の行政区面及び外国会 社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は 条約の規定により認許された外国法人は、この限りで 453
- ② 前項の規定により認許された外国法人は、日本にお いて成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただ し、外国人が享有することのできない権利及び法律又 は条約中に特別の規定がある権利については、この限 26430

(平成一八法五O水条全部改正)

8+「外国会社→会社八一七—八二三 「外国法人の登記→三七 ◎ 【法人の権利能力→三四【外国人の権利能力→三②

(知识)

- 第三大条 法人及び外国法人は、この法律その他の法令 の定めるところにより、登記をするものとする。(平成 一八法五〇本条全部改正)
- ®+【法人の登記→一般法人ニニ・エ九九―三三〇、町「外国法人

(外国法人の登配)

- 第三七条① 外国法人(第三十五条第一項ただし書に規 定する外国法人に限る。以下この条において同じ。)が 日本に事務所を設けたときは、三週間以内に、その事 数所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなけ ればならない。
 - 外国法人の設立の準拠法
 - m Z
 - 名所 111
 - 事務所の所在場所 E
 - 存続期間を定めたときは、その定め
 - 代表者の氏名及び住所

- ◎ 前頭各号に掲げる事項に変更を生じたときは、三週 間以内に、変更の登記をしなければならない。この場 合において、登記前にあっては、その変更をもって第 三者に対抗することができない
- ③ 代表者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を 代行する者を選圧する仮処分命令又はその仮処分命令 を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、そ の登記をしなければならない。この場合においては、 前頃後段の規定を準用する。
- 前二項の規定により登記すべき事項が外国において 生じたときは、登配の期間は、その通知が到達した日 から起算する。
- ⑤ 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、そ の事務所の所在地において登記するまでは、第三者 は、その法人の成立を否認することができる。
- ⑤ 外国法人が事務所を移転したときは、旧所在地にお いては三週間以内に移転の登記をし、新所在地におい ては四週間以内に第一項各号に掲げる事項を登記しな ければならない
- ⑤ 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転し たときは、その移転を登記すれば足りる。
- ◎ 外国法人の代表者が、この条に規定する登記を怠っ たときは、五十万円以下の過料に処する。
- (平成一八法五O本条全部改正) 國+「外国法人登記簿→外法夫婦貸三,四
- 第三八条から第八四条まで「法人の設立・管理・解散に 関する規定、削除(平成一八法五〇)

第四章 物

(所徽)

第八五条 この法律において「物」とは、有体物をいう 8 +八六 【電気と財物→用ご四五

(不動産及び動産)

- 第八六条①・土地及びその定着物は、不動座とする。
- 不動産以外の物は、すべて動産とする。
- 無記名蹟権は、動産とみなす。 (m)

(主物及び従物)

- 第八七条① 物の所有者が、その物の常用に供するた め、自己の所有に属する他の物をこれに附属させたと きは、その竹属させた物を従物とする。
- る。能物は、主物の処分に従う。
 - ◎●【船舶の腐臭と役物→路六八五 ❷【船舶の抵当権の属具に対

(天然果実及び法定果実)

- 第八八条①物の用法に従い収取する庭出物を天然果実 とする
- ② 物の使用の対価として受けるべき金銭その他の物を 法定果実とする。

(果実の帰属)

- 第八九条① 天然果実は、その元物から分離する時に、 これを収取する権利を有する者に帰属する。
- ③ 法定果実は、これを収取する権利の存続期間に応じ て、日割計算によりこれを取得する。
- O'三五大、五七五、五九三、大○1、八二八、九九二 +八八【果実の収取権者→1八九①、二〇六、二六五、二七

第五字 法律行為

無一點 総三

(公隆配征)

- 第九〇条
 公の秩序文は普良の風俗に反する事項を目的 とする法律行為は、無効とする。
- と追認・一一九【消費者契約における無効な条項→消費契約人の・九一、九二【公序良俗→法適用三、四三、七〇八【無効行為・スパイイン・

(任意規定と異なる意思表示)

- 第九一条 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関し ない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に 定う。
- 8 †九二【公序規定と地役権→二八○

(任意規定と異なる関語)

- 第九二条。法令中の公の秩序に関しない規定と異なる墳 習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習 による意思を有しているものと認められるときは、そ の慣習に従う。
- 露・九一【慣習法の効力→法適用!!

第二節 意思表示

(心臓留保)

- 第九三条 意思表示は、表徴者がその真意ではないこと を用ってしたときであっても、そのためにその効力を 妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、 又は知ることができたときは、その意思表示は、脈効
- 適用→会社五一①、二二一○ と心間留保→一一九【ただし替の不と心間留保→一〇一①【無効行為と追않→一一九【ただし替の不等「親族法上の行為と心理留保→七四二□、八〇二□【代理行為

(假确表示)

- 第九四条① 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無 効とする。
- ② 前項の規定による意思表示の無効は、鬱意の第三者 に対抗することができない
- 適用→会社五一①・二・1○ | | 年効行為と追認→二・九 | 本項の不と協論表示→1○1② | 陳始行為と追認→二・九 | 本項の不審・「親族法上の行為と確偽表示→七四二□ 【 八〇二□ 【 代理行為

(短跳)

ときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失が第九五条、意思表示は、法律行為の要素に錯訳があった、(自言) あったときは、表意者は、自らその無効を主張するこ

民法(九二条―九九条)総則、法律行為

とができない。

和待→七〇六、七〇七【ただし書の不適用→電子契約特三課→1○1○【無効行為と追認→二一九【錯誤による弁済と不当電→二強(錯誤による弁済と不当電「関係技士の行為と錯誤→七四二□(八〇二□(代現行為と錯

(詐欺又は強迫)

- 第九六条① 詐欺又は強迫による敵思表示は、取り消す ことができる。
- ② 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を 行った場合においては、相手方がその事実を知ってい たときに限り、その意思表示を取り消すことができ NO
- ③ 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消し は、善意の第三者に対抗することができない

(隔地者に対する意思表示)

- 第九七条① 陽地者に対する意思表示は、その通知が相 手方に到達した時からその効力を生ずる。
- 隔地者に対する意思表示は、表態者が通知を発した 後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであって も、そのためにその数とを紹びられない。
- ●「契約成立についての特別→五二大○ ●「契約申込みについ ての陸刺し任二氏

(公示による應思表示)

- 第九八条① 意思表示は、表意者が相手方を知ることが できず、又はその所在を知ることができないときは、 公示の方法によってすることができる。
- ② 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法(平成 八年法律第百九号) の規定に従い、裁判所の掲示場に 掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なく とも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認 めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区改所、

- 町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべ きことを命ずることができる。(平成一六法一四七本項政 里)
- 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日文 **©** はその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過 した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、 表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らな いことについて過失があったときは、到達の効力を生 ೨५€3°
- 場合には蒸蔥者の住所地の、相手方の所在を知ること、公示に関する手続は、相手方を知ることができない 4 ができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判 所の智醇に属する。
- ⑤ 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させ なければならない (昭和一三法) 八宋条道仰)
 - 響●【公示送達→民訴 1 1 − 1 | 1 | ●【公示送達による意思表 示の到慮→民訴 1 1 111

- 第九八条の二、意思表示の相手方がその意思表示を受け た時に未成年者又は成年被後見人であったときは、そ の意思表示をもってその相手方に対抗することができ ない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知っ た後は、この限りでない。(平成二十法一四九本条改正)
- 八,八一九,八三九─八四三8,【未成年者→四 【成年戦後見入→七,八 【法定代理人→八一

第三節代理

(代理行為の要件及び効果)

- 第九九条① 代理人がその権限内において本人のために することを示してした意思表示は、本人に対して直接 にその効力を生ずる。
- ②・前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表 示について準用する。